

1. 申込みできるものは、●が点いているものだけです。

	回収物	生活排水路	水利施設（※1）	道路側溝・街きよ桧	私道の水路等（※2）
水路内	しゅんせつ土砂	●	×	×	×
	草木	●			
水路外	ゴミ（可燃・不燃とも）	×	土地改良区、水利組合に御相談ください。	県道：高松土木事務所 （889-8902） 市道：高松市道路管理課 （839-2515） に御相談ください。	施設の管理者に御相談ください。
	農道等の草木、ゴミ	事前に高松市適正処理対策室 （839-2370） に御相談ください。			

（※1）水利施設：土地改良区や水利組合が、営農上の利水施設として管理している水路施設

（※2）市が所有していない水路等

2. 申込みについて

土砂等を回収する業者の準備期間が必要です。清掃実施の2週間前を目途に申込書を提出してください。

3. 回収日について

- ①しゅんせつ後2～3日程度、水を切っておく必要がありますので、通常は清掃実施日から概ね3日～1週間後の回収となります。
- ②一斉清掃の時期が重なり、多数の地区からの依頼が集中する時期は、2週間程度後の回収となる場合もあります。
- ③天候により回収が延期になる場合もありますので、予め御了承ください。
- ④原則、回収日の指定はできませんが、諸事情から回収日を指定する必要がある場合は、事前に御相談ください。

4. 分別について

土砂と草木は、分別してまとめるよう、御協力ください。（分別が難しい状況の場合は、混在のままで結構です。）

5. 集積場所について

しゅんせつ土砂等は、車両を道路脇に停めて回収しますので、回収作業時の通行にも配慮したうえで、適切な位置にまとめて置くようお願いいたします。また、水路横の農道（泥揚げ場）に延々と横揚げして置いてある状況ですと、回収に相当の時間がかかりますので、数ヶ所にまとめる等、清掃作業実施の際に工夫いただきますよう、お願いいたします。

6. 河港課への連絡について

- ①雨天等で清掃作業が中止や延期となった場合は、必ず御連絡ください。
- ②清掃実施に伴い集積場所の変更、量が大幅に増減した場合は、回収までに御連絡ください。
- ③他の土砂等の回収が終わった後も残っている回収漏れの土砂等がある場合は、御手数ですが御連絡ください。